

第百四十六回 参議院財政・金融委員会會議録第三号

平成十一年十二月九日(木曜日)

正午開会

委員の異動

十一月十二日

入澤 肇君

堂本 曉子君

十一月十七日

中島 啓雄君

久保 亘君

十一月十八日

三浦 一水君

松前 達郎君

十一月二十四日

櫻井 充君

今泉 昭君

十一月二十五日

櫻井 充君

今泉 昭君

十一月一日

櫻井 充君

今泉 昭君

十二月二日

世耕 弘成君

今泉 昭君

十二月三日

齊藤 滋宣君

世耕 弘成君

十二月七日

中島 啓雄君

坂野 重信君

櫻井 充君 福山 哲郎君

十二月八日

坂野 重信君

福山 哲郎君

十二月九日

笠井 亮君

三重野榮子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中島 眞人君

平田 健二君

伊藤 基隆君

海野 義孝君

池田 幹幸君

岩井 國臣君

河本 英典君

世耕 弘成君

中島 啓雄君

林 芳正君

日出 英輔君

浅尾慶一郎君

久保 亘君

櫻井 充君

浜田卓二郎君

八田ひろ子君

梶原 敬義君

星野 朋市君

菅川 健二君

衆議院議員

発議者

相沢 英之君

事務局側 発議者 鈴木 淑夫君

常任委員会専門員 吉田 成宣君

参考人 日本銀行総裁 速水 優君

本日、本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

○証人の出席要求に関する件

○貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十一月十二日、入澤肇君及び堂本曉子君が委員を辞任され、その補欠として星野朋市君及び菅川健二君が選任されました。

また、本日、三重野榮子君及び笠井亮君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君及び八田ひろ子君が選任されました。

○委員長(平田健二君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁速水優君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 財政及び金融等に関する調査を議題といたします。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について、日本銀行から説明を聴取いたします。速水日本銀行総裁。

○参考人(速水優君) 日本銀行の速水でございます。

通貨及び金融の調節に関する報告書の概要につきまして御説明させていただきます。

去る十二月三日に、日本銀行法第五十四条に基づきまして、本年度上期の金融政策運営に係る半期報告書を国会に提出させていただきました。当委員会におきまして本報告書につきまして御説明の機会を与えていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

まず初めに、日本経済の現状に対する認識と金融政策運営について簡単に述べさせていただきます。

日本銀行が本年二月にゼロ金利政策という思い切った金融緩和措置を講じてから約十カ月が経過いたしております。この間に、大変厳しい状況にあった日本経済にも徐々に改善の兆しが見られ始めております。まず、本年前半は公共投資と住宅投資が総需要を支えたと考えています。

その後、夏場になりまして、アジアを中心とする世界景気の回復を反映して、輸出が明確に増加し始めたと思っております。このため、最近では企業の生産活動も回復に転じておりまして、その影響は企業収益にプラスに働き始めているほか、家計所得の面にも徐々に及びつつあるように思います。また、ゼロ金利政策の効果もありまして、金融機関や企業の流動性懸念は大きく後退してきたと思

ますし、企業の景況感も改善しつつあるように思っています。このため、日本銀行では、景況の現状につきましても下げどまりから持ち直しに転じつつあるというふうな判断をいたしております。

中長期的な課題につきましては、この一年間、バブル崩壊後長きにわたりまして日本経済が直面してまいりました中長期的課題への取り組みにつきましても前進が見られたと思っております。第一は金融機関や企業の不良資産の処理であり、第二には新たな国際環境のもとでの産業構造の変革という課題でございます。

まず、不良資産の処理につきましては、まだ終わったわけではございませんが、公的資本の投入を柱とする金融システム安定化策などによりまして、不良資産問題が経済全体の危機につながる懸念はかなり後退してきたように思います。本年春先ごろから企業や消費者のマインドが持ち直してきたように思われますのも、金融再編の大きな流れも含め、金融システムの安定化によるところが大きいのと考えております。

もう一つの産業構造変革という課題につきましても、前向きな動きが出てきているように思います。企業の大規模な事業再編、情報通信分野を中心とした新しい企業群の台頭などは新時代の幕あけを予感させるものでございます。

また、本年夏ごろから目立ってまいりましたアジア経済の回復はこうした日本経済の変革の動きと相互に好影響を及ぼし合っている面があるように思います。日本を含めた東アジア諸国全体として拡大していく力が働き始めている可能性があるように思います。

次に、日本経済の展望について触れさせていただきます。

以上のように、日本経済はようやくバブル崩壊後の長期停滞から脱却する足がかりをつかみつつあるように思います。株価がこの一年で約五割上昇いたしましたことも、そうした期待感を市場参加者が強めていることの反映と思われれます。しかし、自律回復に向けての展望は現時点では

まだ確実なものとなっていないとは言えません。金融システムが一応安定したとは申しまして、金融機関は中期的な経営健全化の途上であり、金融仲介機能が十分に回復されるに至っていないというふうな思いがあります。また、経済の一部に次第に新しい流れが起こりつつあるとは申せ、全体として見ますと、まだ過剰な債務あるいは過剰な供給能力が残っております。これらが引き続き設備投資や雇用、賃金の抑制要因として作用しているように思われます。こうした中で、このところや不安定な動きとなっており、為替相場につきましても、それが経済にどのような影響を与えるのか、注意深く見ていく必要があるかと思っております。

これらを踏まえ、足元の景況は下げどまりから持ち直しに転じつつありますが、先行きにつきましても、個人消費と設備投資など民間需要の動向を慎重に点検していくことが必要な段階と考えております。

当面の日本銀行の金融政策運営につきましては触れさせていただきますと、日本銀行はデフレ懸念の払拭が展望できるような情勢になるまでゼロ金利政策を継続することを明確にいたしております。以上申し上げましたような景気や物価の情勢を踏まえ、まだゼロ金利政策を解除できる段階には至っていないと判断いたしております。

ゼロ金利政策につきましても、その副作用についてさまざまな御意見があることも承知いたしております。しかし、現段階では、最近見られ始めた経済の前向きな動きを将来につなげていくためにも、金融面から経済活動をしっかりと支えていくことが重要と考えております。

終わりに、金融政策運営をめぐりましては、こうしたゼロ金利政策についての評価を初め、政策運営の手法や枠組みなどを含めましてさまざまな論点があるかと存じます。今後、御意見を幅広くちょうだいいたしますとともに、日本銀行の考え方をできるだけ率直に御説明申し上げて御理解を賜りたいと存じておりますので、何とぞよろし

くお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(平田健二君) 以上で説明の聴取は終わりました。本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(平田健二君) 証人の出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のうち、商工ローン問題に関する件に関し、来る十二月十四日午前九時三十分には株式会社日栄代表取締役社長松田一男君を、同日午後一時には株式会社商工ファンド代表取締役社長大島健伸君を証人として出頭を求め、その証言を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、証言を求める事項の通知その他の手続等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本会議散会後に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後五時五十四分開会

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を再開いたします。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員相沢英之君から趣旨説明を聴取いたします。相沢英之君。

○衆議院議員(相沢英之君) ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改

正する法律案につきまして、提案者を代表して、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

現在、貸金業者の業務の運営がいわゆる商工ローン問題を中心に大きな社会問題となっております。これは、貸金業者からの貸し付けに係る保証契約について、保証人が保証契約の内容を十分に理解できないうちに契約を締結してしまうこと、いわゆる根保証契約において保証の対象となる新たな貸し付けが債務者に対して行われても当該保証人には何ら通知がなされないこと、貸金業者に対する取り立て行為規制について脱法的な行為が行われていること等によるものであります。また、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の上限金利が四〇・〇〇四と、現下の超低金利下にあつていかに高い水準に設定されていることも問題を深刻なものとしております。

このような貸金業者の業務の運営が社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸金業者等に必要な規制を加えて利用者等の利益の保護を図るとともに、処罰される金利の限度を引き下げて高金利による弊害を取り除くためには貸金業の規制等に関する法律等を改正する必要があると考え、本法案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、貸金業の規制等に関する法律の改正案について申し上げます。

第一に、貸金業者が貸し付け条件についての揭示、広告、債務者等に対する書面交付等を行う場合には、貸し付けの利率については、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、実質的な金利により表示しなければならないことを法律で明記することとしております。

第二に、貸金業者が保証契約を締結しようとする場合には、保証人に対して当該保証契約を締結する前にその内容を説明する書面を交付しなければならないこととしております。

第三に、現在、貸金業者は保証契約を締結する

ときにのみ保証人に対して貸付契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならぬとされているものを、根保証契約において債務者に追加融資が行われた場合にも、その都度、当該保証人に対して書面を交付しなければならないこととしております。

第四に、貸金業者の貸し付けに係る契約について保証した保証業者が弁済をした場合や、貸金業者が委託して第三者が弁済をした場合のこれらの者が行う求償権等に係る取り立て行為を規制する等のため、所要の規定を整備することとしております。

第五に、規制違反に対する罰則を全面的に強化することとしております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の改正案について申し上げます。出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項の上限金利を現行の四〇・〇〇四から二九・二％に引き下げることにしております。

次に、利息制限法の改正案について申し上げます。利息制限法第四條の賠償額予定の制限について、現在、同法第一條第一項に定める利息の最高限の二倍まで定められているものを一・四六倍までに引き下げることにしております。

また、その他所要の法律措置を図ることいたします。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 平田健二君 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十九分散会

十一月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(第一四号)(第三〇号)

第一四号 平成十一年十一月二日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 群馬県高崎市倉賀野町六五九ノ四 小出房江外九百九十九名

紹介議員 林 紀子君

不況が長期化する中で中小業者は倒産・廃業などかつてない危機に直面している。業者婦人は自営中小業者の家族従事者として、また女性事業主として、営業を支えながら昼夜を分かたず働く一方、家事、育児及び介護などの面で家族を守っている。そのため自らの健康を顧みる時間も余裕もなく、健康破壊、一家離散、自らの命を絶つという事件も相次いでいる。今年成立した男女共同参画社会基本法では、「男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ」と明記されているが、中小業者の経営は家族労働で支えられているにもかかわらず、家族の働き分は社会的にも税制上も認められていない。

ついでに、基本法によつて業者婦人の人格が平等に認められる施策の充実を図り、安心して営業と生活ができるよう、次の措置を採られたたい。

一、業者婦人の地位向上

1 業者婦人・事業主の働き分を社会的に認めること。税制上、自家労働を認め、業者婦人の人格を尊重しない所得税法第五十六條は廃止すること。

二、国民本位の景気回復

1 消費税率を三％に戻すこと。基礎控除を大幅に引き上げ、課税最低限度額を四人家族で三百五十万円(年所得)まで引き上げること。

第三〇号 平成十一年十一月四日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 東京都北区十条仲原一ノ一〇ノ三 奈良井政子外五百五名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

十一月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(第八七号)

一、消費税率三％への引下げに関する請願(第九〇号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(第九三三号)(第一一一号)(第一一五号)

第八七号 平成十一年十一月八日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 新潟市医学町通一ノ六七 高橋作 衛

紹介議員 大湖 絹子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九〇号 平成十一年十一月九日受理
消費税率三％への引下げに関する請願

請願者 愛知県岡崎市井ノ口町字和田屋一 橋本直己外二千七百四十三名

紹介議員 八田ひろ子君

リストラ、倒産、失業、貸倒りと戦後最悪といわれる不況の中で、国民の暮らしはますます深刻なものになっている。政府も国民の購買力を低下させた原因に消費税増税、医療費値上げなど九兆円もの大幅な国民負担増があることを認め、特別減税を打ち出している。しかし、これまでの所得税減税が示すように、これは高所得者により有利であり、多くの国民の暮らしには余り反映されていない。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、相統税の抜本改正・恒久減税に関する請願(第一七八号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)

一、消費税率三％への引下げに関する請願(第二二五号)

一、不況打開、消費税廃止、商工ローンなどの規制強化に関する請願(第二二五号)(第二二

一、消費税率を早急に三％に戻すこと。

第九三三号 平成十一年十一月九日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宮地町字郷東五ノ二 大野愛子外三百九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一一一号 平成十一年十一月十日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市東池尻二ノ一、一九二ノ一ノ二〇八 新田博外四百五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一一五号 平成十一年十一月十日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 長野県須坂市塩川町六七〇ノ四 有坂敏江外八百八十九名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、相統税の抜本改正・恒久減税に関する請願(第一七八号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)

一、消費税率三％への引下げに関する請願(第二二五号)

一、不況打開、消費税廃止、商工ローンなどの規制強化に関する請願(第二二五号)(第二二

不況打開、消費税廃止、商工ローンなどの規制強化に関する請願

請願者 群馬県前橋市上泉町二、八八一ノ五 倉上貴吉外千五百四十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第三三五号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開、消費税廃止、商工ローンなどの規制強化に関する請願

請願者 群馬県勢多郡柏川村大字室沢一二二ノ六 加藤美外千五百四十名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二四九号 平成十一年十一月十六日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺石津町西四丁二〇ノ五 田中清美外四百二十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第三五一号 平成十一年十一月十八日受理

高齢者の生活維持のための預貯金金利上げに関する請願

請願者 長野市三輪一ノ二〇一四 吉原 春夫外三千五百五十六名

紹介議員 北澤 俊美君

平成十二年度は年金・医療・福祉等の社会保障全般が大きく見直される重要な年になる。公的年金制度については、少子高齢化に対処するため、将来の給付を抑制するなどの改革法案が国会に提出され継続審査になっている。また、介護保険制度の実施及び高齢者医療を中心とする抜本的な保険制度の改革が行われる予定であり、高齢者の負担も一層高まる。

ついては、次の措置を採られたい。

一、高齢者の安定した生活維持のため、預貯金

利の引上げを図ること。

十二月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税率三%への引下げに関する請願(第三七四号)(第三七五号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(第三八六号)

一、消費税率の減税に関する請願(第四〇二号)

一、消費税率三%への引下げに関する請願(第四一八号)

第三七四号 平成十一年十一月十九日受理

消費税率三%への引下げに関する請願

請願者 大阪府門真市上島頭四四九ノ三四 山田善美外六千九百十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第三七五号 平成十一年十一月十九日受理

消費税率三%への引下げに関する請願

請願者 大阪府住之江区南港中四ノ七ノ二 二ノ一、二〇八 原由希子外六千九百十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第三八六号 平成十一年十一月十九日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 大阪府東大阪市荒川三ノ一八ノ一 一 曾我加代外二百四十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第四〇二号 平成十一年十一月二十四日受理

消費税率の減税に関する請願

請願者 長野県松本市清水一ノ三ノ二三 佐藤正外六百八十五名

紹介議員 筆坂 秀世君

消費税率の五%への引上げ以来、国民の暮らしは一層深刻となり、消費税はあくす以外にない大悪税であることが改めて明らかになった。消費税率の引上げが不況からの立ち直りを困難にしていることも指摘されており、冷え込んだ景気の回復のためには、すべての国民を対象とする消費税の減税こそ決手となる。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、当面、消費税率を三%に戻すこと。

二、食料品に掛かる消費税を非課税とすること。

第四一八号 平成十一年十一月二十五日受理

消費税率三%への引下げに関する請願

請願者 大阪府寝屋川市仁和寺本町六ノ三 一ノ一三〇三 山本美代子外千六百六十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

十二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

正する法律案

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の五」に改める。

第十四条第一号中「利率」の下に「(利息及びみなし利息(礼金、割引金、手数料、調査料、その他何らの名義をもつてするを問わず、金銭

の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭(契約の締結及び債務の弁済の費用を除く。))をいう。以下この号において同じ。の総額(一年分に満たない利息及びみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあっては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。))を総額府令・大蔵省令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率(当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))を百分率で表示するものをいう。以下同じ。を加える。

第十七条第二項中「前項各号に掲げる事項を記載した書面及び」を削り、「事項で」の下に「前項各号に掲げる事項その他の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとするときは、当該保証契約を締結するまでに、総府府令・大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で総府府令・大蔵省令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、その旨

六 前各号に掲げるもののほか、総府府令・大蔵省令で定める事項

第十七条に次の一項を加える。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、総府府令・大蔵省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付しなければならぬ。貸金業者が、貸

付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときにおいても、同様とする。

第二十四条第二項中「額」と、同条第二項中「の下に」「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「を」「前項各号」と、の下に「同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該譲り受けた債権について保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」とを、加えて、「貸付けの金額」とあるのは「貸付けの金額及び譲り受けた債権の額」と、「貸付けの金額」とあるのは「貸付けの金額又は譲り受けた債権の額」を、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「譲り受けた債権の額及び貸付けの金額」に改め、同条第三項中「取立て制限者」を「この項において「取立て制限者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する者に貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をしたときは、その相手方が当該債権の取立てに当たり第二十一条第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。

第三章中第二十四条の次に次の四条を加える。

（保証等に係る求償権等の行使の規制）
第二十四条の二 貸金業者は、業として保証を行う者（以下「保証業者」という。）と貸付けに係る契約について保証契約を締結するに当たっては、その保証業者に對し、その保証

業者が当該保証契約に關してする行為について第十七条、第十八条、第二十条から第二十一条まで、第二十四条の四第一項及び第四十二条の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、総理府令・大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十一条まで及び第四十二条の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、保証業者が貸金業者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下「保証等に係る求償権等」という。）を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取扱った保証業者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十一条中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取扱った保証業者」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を取扱ったとき」と、「その契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償

権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る貸付けの金額」と、同項第四号中「貸付けの利率」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等

に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「保証等に係る求償権等を取扱った保証業者又は当該保証等に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該保証業者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該保証業者の商号」と、第二十一条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「金融再生委員会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を取扱った保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合において、その保証業者が保証等に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれ明らかである者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該保証契約の締結をしてはならない。

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、その保証業者が保証等に係る求償権等の取立てに当たり第二

保る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十條中「貸付けの契約について」とあり、及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該受託并済に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託并済に係る求償権等の額及び当該受託并済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一條中「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託并済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託并済に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該受託并済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約を受けた者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託并済に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該受託并済に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、第二十二條中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該受託并済に係る求償権等」と、第四十二條第一項及び第二項中「金融再生委員会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託并済に係る求償権等を取扱した者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所を有するもの）」と、前項中「受託并済者」とあるのは「受託并済に係る求償権等を譲り受けた者」と読み替へるものとする。

第三十六條第一号中「又は第二十四條第一項（同条第二項）を」と、第二十四條第一項、第二十四條の二第一項、第二十四條の三第一項、第二十四條の四第一項又は第二十四條の五第一項（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項）に改め、同条第二号中「債権譲渡等をした」を「貸付けの契約に

基づく債権譲渡等をした」に改め、同号イ中「が取立て制限者」の下に「（第二十四條第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条第四号を同条第九号とし、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者（第二十四條の二第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の二第二項において準用する第二十一條第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

四 貸付けの契約に基づく債務の并済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該并済の委託に当たりその相手方が取立て制限者（第二十四條の三第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であること

を知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該并済の委託の後取立て制限者が当該

受託并済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該受託并済に係る求償権等を取扱した取立て制限者又は当該受託并済に係る求償権等の取得の後当該受託并済に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該受託并済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の三第二項において準用する第二十一條第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

五 貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一條第一項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

六 保証等に係る求償権等を取扱した保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の二第二項において準用する第二十一條第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

七 受託并済に係る求償権等を取扱した受託并済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託并済者が、当該受託并済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の三第二項において準用する第二十一條第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

四 第三十五條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第四十一條の二の規定による事業報告書

を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報

な関係を有する場合において、当該受託并済者が、当該受託并済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の三第二項において準用する第二十一條第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

第四十三條第一項第一号中「又は第二項（第二十四條第二項）を」と（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項）において準用する場合を含む。以下この号に規定する書面を交付している場合又は同条第二項から第四項まで（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項）に、「第十七條第一項又は第二項に規定する」と（第十七條第二項から第四項までに規定するすべての）に改め、同条第二号中「第二十四條第二項」の下に「第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項」を加える。

第四十八條中「六月」を「一年」に、「百万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「第二十四條第二項」の下に「第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項」を加え、同条に次の四号を加える。

四 第三十五條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第四十一條の二の規定による事業報告書

を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報

告書を提出した者

六 第四十二條第一項（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十二條第二項（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第四十二條第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九條中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「若しくは第二項」を「から第四項まで」に改め、「第二十四條第二項」の下に、「第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項」を加え、同条第五号及び第六号中「第二十四條第二項」の下に、「第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項」を加え、同条第七号中「含む。」の下に、「第二十四條の二第一項、第二十四條の三第一項、第二十四條の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四條の五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十條中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号から第六号までを削る。

第五十二條第一号中「第二十四條第二項」の下に、「第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項」を加える。
（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正）

第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「四十・〇〇四パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一一三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九六パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

（利息制限法の一部改正）

第三條 利息制限法（昭和二十九年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「二倍をこえる」を「一・四六倍を超え」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律（以下この条において「新貸金業規制法」という。）第十七條第三項及び第四項前段の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する保証契約については、なお従前の例による。

2 新貸金業規制法第十七條第四項後段の規定は、施行日以後に締結する貸付に係る契約で保証契約に係るものについて適用する。
3 新貸金業規制法第四十三條の規定は、施行日以後に締結する保証契約に基づく支払について適用し、施行日前に締結した保証契約に基づく支払については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に締結した保証契約であつて第二項の規定により新貸金業規制法第十七條第四項後段の規定の適用があるものに基づく支払については、第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下この項において「旧貸金業規制法」という。）第十七條第二項の規定により同項に規定する書面を交付し、かつ、新貸金業規制法第十七條第四項後段の規定により同項に規定するすべての書面（同項後段の規定に係るものに限る。）を交付している場合に限り、旧貸金業規制法第四十三條の規定を適用する。

5 第一条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定により従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三条 この法律の施行前にした利息の契約に基づいてこの法律の施行後にした利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。）の受領（この法律の施行前に金銭の貸付けを行う者が業としてした金銭の貸付けに係るものに限る。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（利息制限法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第三条の規定による改正後の利息制限法第四條第一項の規定は、この法律の施行前にされた金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定にも適用する。ただし、この法律の施行前に金銭を目的とする消費貸借がされた場合については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（質屋営業法の一部改正）
第六条 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六條中「四十・〇〇四パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一一三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九六パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正）

第七条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第十四項中「四十・〇〇四パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一一三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九六パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

（見直し）
第八条 この法律による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項については、この法律の施行後三年を経過した場合において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

十二月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願（第四六〇号）（第五四七号）
一、納税者の権利憲章制定に関する請願（第五七四号）（第五七五号）

第四六〇号 平成十一年十一月三十日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願
請願者 横浜市都筑区折本町一、六一一ノ二 加藤則子 外百三十四名
紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五四七号 平成十一年十二月二日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願
請願者 岐阜県中津川市手賀野四九八ノ一、二九一 服部秀代 外二百九十名

紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五七四号 平成十一年十二月三日受理
納税者の権利憲章制定に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阿倍野元町五ノ二
七 柚木達男外四百四十三名

紹介議員 宮本 岳志君

我が国には納税者の権利保護を目的とした法律がない上、租税法には納税者に対する質問・検査（一般の税務調査）に関する事前手続及び課税庁（国税庁、国税局、税務署）による税務行政の運営の在り方について基本的な理念が定められていない。そのため課税庁と納税者との間で税務行政をめぐるトラブルが絶えない。欧米諸国等では納税者の権利保護を目的とした法律等が制定されている。我が国においても納税者の権利憲章制定を旨として、当面、国税通則法を改正し、税務行政の運営に関する基本理念及び一般の税務調査に当たって事前通知を行うことなどを法制化する必要がある。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、納税者の権利憲章を制定すること。
二、税務行政の運営に関する基本理念及び税務調査の事前通知制度等の規定を盛り込んだ国税通則法の改正を行うこと。

第五七五号 平成十一年十二月三日受理
納税者の権利憲章制定に関する請願

請願者 大阪府枚方市楠葉中町四ノ二三
中村芳雄外四百四十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五七四号と同じである。

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は十二月八日）

一、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（衆）

第二号中正誤

ページ 段 行 誤

八一五 講じて 起こして 正

平成十一年十二月十五日印刷

平成十一年十二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局